

学 生 投 票 公 報

第148期選挙管理委員会 6月12日発行

投票期間 6/13・14・17・18・19

投票所 自治会室(10:00~17:00) 1年生は原則自治委員を通して、2年生は臨時投票所で投票をしてください

臨時投票所 21KOMCEE East 前(12:00~13:00) 正門前(18:40~19:10 18・19日のみ)

授業料値上げに関する駒場決議

- 1 今回の授業料値上げ検討の取止めを求める。
- 2 学生に大きく関わる決定に携わることは学生の権利であることを確認する。
- 3 「総長対話」を総長と学生とが対等に交渉できる場とするよう求める。
- 4 学生側との継続的な交渉に応じるよう総長に求める。

1 授業料値上げそのものに対する意見表明

授業料値上げに反対する理由は以下の三つに集約されます。

- (1) 授業料値上げの検討プロセスに本会会員を含む学生が参画できていないこと
- (2) 授業料値上げが本会会員を含む学生の進路選択に不当な影響を与え得ること
- (3) 本会は授業料改定後に入学する将来の会員に対しても責任を持ち、その利益を代弁する必要があること

現在の授業料値上げは、改定年度に入学した学生から適用される予定です。学部在籍する間、私たちの授業料は変わりませんが、大学院進学を考える学生や将来入学してくる学生には大きく関係します。将来の学生はまだ決定していないため、授業料値上げに関する責任の一端は現在の学生にあります。大学側は「総長対話」で現在の学生から意見を聞いたと説明し、将来の学生への責任を現役学生に押し付ける可能性があるでしょう。そのため、将来の学生を代弁し、授業料値上げに対する意見表明が必要ではないでしょうか。

3 当面の目標

予定されている「総長対話」のZoom Webinarでの開催は大学側が管理権限を持っており、一回限りの開催は対等な「対話」をする意図がないことを示しています。自治会執行部は今後の目標として、総長交渉のハイブリッド開催及び複数回開催を目指しています。

2 授業料値上げ等の決定過程に対する意見表明

今回の値上げについて、大学は学生と交渉したり、アンケートを行ったりしておらず、授業料値上げの検討には学生の声が反映されていません。理事会が総長宛に提出した要望書に対する返答の中で、「総長対話」も対面方式や複数回の実施が否定され、「交渉の場」ではないとされています。この態度は、1960年代の東大闘争の結果として確認された「全構成員自治」の理念を踏みにじり、2003年の「東京大学憲章」にある学生の大学運営参画を形骸化させるものです。

駒場決議によって、学生が重大な決定に参加できる権利を持つことを大学や社会に訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

4 中長期的な交渉の目標

1969年の「東大確認書」では、学生自治組織に大学側と交渉する権利が明記されています。教養学部学生自治会では「学部交渉」が、法学部や院生協議会では「学部折衝」が行われています。授業料値上げは一学部だけの問題ではなく、全学生の問題です。2003年の「東京大学憲章」にも「学生は運営への参画の機会を有する」とあります。大学本部・総長には憲章の精神に則り、学生との継続的な交渉に応じるよう求めます。

学 生 投 票 公 報

第148期選挙管理委員会 6月12日発行

投票期間 6/13・14・17・18・19

投票所 自治会室(10:00~17:00) 1年生は原則自治委員を通して、2年生は臨時投票所で投票をしてください

臨時投票所 21KOMCEE East 前(12:00~13:00) 正門前(18:40~19:10 18・19日のみ)

賛 成 意 見

反 対 意 見

授業料値上げ取止めについて

- ▶ 大学の収入において学費の割合は少ないから何も変わらない
- ▶ まずは運営費交付金を増やすよう国に対して働きかけるべき
- ▶ 大学教育の受益者は国である
- ▶ 授業料値上げの前に支出削減努力が可能
- ▶ 貧困層などの優秀な人が高等教育から除外される
- ▶ さらなる教育格差につながる
- ▶ 学費免除などの支援制度で全ての学生を救済できるわけではない

- ▶ 財源を十分に確保して国際競争力を高める必要がある
- ▶ 教育研究環境の維持向上のため
- ▶ 大学の自治を守るには経営面の独立が必要
- ▶ 日本の学問発展のため、大学には資金が必要、研究者は薄給
- ▶ 運営費交付金が減額している中で、大学の財政基盤を強化すべき
- ▶ 税金が上がっているのに税金で運営される国立大学の学費が上がるのも妥当

駒場決議について

- ▶ アンケートで9割が反対している通り、民意を反映している
- ▶ 学生に関わる決定への参加や大学当局とのやりとりについて言及しており評価する
- ▶ 目的が明確化されている
- ▶ 将来の学生の利益は今の学生が表明すべき

- ▶ 学費値上げの検討プロセスは国立大学法人法に抵触しない
- ▶ 学生の意見の反映には限界がある
- ▶ 大学側の明確な授業料の使い道の表明を受けた上で反対すべき
- ▶ 導入年度からの新入生は入学時に授業料に関して合意するので、私たちが代弁する必要はない

参考となる資料について

以上の賛成意見・反対意見は、冊子『学費問題を考える』（東京大学教養学部学生自治会編）及び『授業料値上げに関する論点まとめ』（第二回自治委員会配布）を参考として作成した。参考資料として、東京大学学生自治会が作成した冊子『学費問題を考える』があるので、右のQRコードからご覧いただきたい。本冊子は、学生自治会等複数の自治団体が共同で行なった「全学一斉アンケート」をもとに、専門的な分析を施し、学生の意見の集約を試みたものである。また、付帯決議案に関する詳しい解説や、東京大学新聞社・一般学生による寄稿も充実しており、授業料値上げ問題を考える上でより理解を深めることのできる資料となっている。

冊子「学費問題を考える」

「論点まとめ」

